

ご旅行条件書

この旅行条件書は、株式会社ワールドコンパスが企画・実施・手配する旅行、および業務提携会社の商品を媒介する旅行に適用されます。お申込み際は本ご旅行条件書をよくお読みいただき、充分にご理解のうえ、ご旅行終了時まで大切に保管してください。

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件書面および同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行の種類

「国内旅行」とは、日本国内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

2. 企画旅行契約

(1) 募集型企画旅行契約（国内・海外）

この旅行契約は、株式会社ワールドコンパス（以下「当社」といいます）が、お客様を募集するためにあらかじめ旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受ける事ができる運送または宿泊のサービス内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行契約をいいます。

この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結する事になります。

(2) 受注型企画旅行契約（国内・海外）

この旅行契約は、お客様からの依頼により、旅行の目的地および日程、お客様が提供を受ける事ができる運送または宿泊のサービス内容ならびに当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行契約をいいます。

3. 手配旅行契約（国内・海外）

(1) この旅行契約は、当社がお客様のご依頼により、お客様の為に代理、媒介または取次ぎをすること等によりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配する事を引き受ける契約をいいます。

(2) 当社が善良な管理者の注意をもって、旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供について契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取り扱い料金」といいます。）をお支払いいただきます。（※別紙 1）

4. 旅行のお申込みと契約成立時期

(1) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。申込金は旅行代金または取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。また旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。

(2) 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。

(3) 電話・郵便・ファクシミリ・eメールその他の通信手段による企画旅行契約の予約申し込みをお受けする事があります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に前項、前々項の定めるところにより、当社に申込書

と申込金を提出もしくは会員番号等を通知していただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合もしくは会員番号等の通知がなされない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

5. お申し込み条件

(1) 旅行開始時点で15歳未満の方は特定コース（小・中学生を対象とした語学研修ツアー等）に参加する場合を除き、保護者の同意が必要です。なお、国の法令や施設等の規則により、未成年者の参加をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 特別の条件を定めた旅行においては性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする事があります。

(3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(7) a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 妊娠の可能性のある方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。当社は源氏事情や利用機関などの状況を踏まえて旅行を安全かつ円滑に実施するために、介助される方または同伴される方の同行、公的機関や利用機関の求めによる医師の診断書や所定の書類の提出、コースの一部について内容を変更することなどを条件とさせていただく場合があります。

また、お客様からお申し出いただいた措置について手配ができない場合は、旅行契約のお申し込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただく場合があります。

6. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社の業務上の都合があるとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客さまがお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3) お客さまが次の①から④のいずれかに該当したとき。

①お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

7. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書を交付します。
- (2) 契約書を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書に記載するところによります。

8. 確定書の交付

- (1) 契約書において、確定された旅行日程及び利用予定の運送機関若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客さまから問い合わせがあったときは、確定書の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書に記載するところに特定されます。

9. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客さまは、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. 契約内容の変更

- (1) お客さまから契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行契約の解除

- (1) お客さまから企画料金又は取消料をいただく場合
 - ① お客さまは、企画書記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
 - ② 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も企画書記載の取消料をいただきます。

③当社が運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関に対して支払うべき取消料の金額を企画書面に証憑書類を添付して明示したときは、お客様は、明示された取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

(2)お客さまから企画料金又は取消料をいただかない場合お客さまは次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

①旅行契約内容に第 14 項の表の左欄に例示するような重要な変更が行われたとき。

②旅行代金が増額されたとき（お客さまから契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客さまに対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(3) お客さまは、旅行開始後において、当該お客さまの責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客さまに払い戻します。

(4) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ハ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

ニ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ホ. お客さまが第 6 項(3) ①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

ニ. お客さまが第 3 項(3)② から④のいずれかに該当することが判明したとき。

(6) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

12. 当社の責任

- (1) 当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

13. 特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2500万円、国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、を支払います。

当該企画旅行日程において、お客さまが当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

14. 旅程保証

旅行日程に別紙2に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に別紙2に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

15. 海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班）

03-5501-8162

16. 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について

レベル1：「十分注意してください。」

①通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。

②契約成立後に取消された場合には、企画書面に記載の取消料をお支払いいただきます。

レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

①原則催行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に

限り、催行いたします。その場合の対応は②以下です。

②当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。

③お客さまが契約を解除する場合は、企画書面に記載の取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(別紙2に掲げるもの)が生じた場合は、取消料をいただきません。

④渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レベル3:「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」催行を中止いたします。

17. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

18. 個人情報の取扱いについて

※EU 在住の方はお問い合わせください。

(1)当社は、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報を電子的方法等で海外・国内免税店等の事業者提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

(2)当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。

当社グループ企業が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

(3)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。

<https://www.worldcompass.co.jp/>

19. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

20. お客さまの責任

(1)お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。

(2)お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(別紙 1) 旅行業務取扱料金

運送機関・宿泊機関等の複合手配の場合	取扱料金	ご旅行費用総額の 20%以内
	変更手数料	ご旅行費用総額の 20%以内
	取消手数料	ご旅行費用総額の 20%以内
ホテル (1 手配)	取扱料金	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)
	変更手数料	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)
	取消手数料	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)
鉄道 (1 申し込みあたり)	取扱料金	鉄道パス：無料
		鉄道パス以外：お 1 人様 1 区間ごとに 1,100 円
	変更手数料	1 パスおよび 1 区間につき 1,100 円 ※運送機関に支払う取消料は別途
	取消手数料	1 パスおよび 1 区間につき 2,200 円 ※運送機関に支払う取消料は別途
	特記事項	①予約変更、乗車券、クーポン、パス類の切替・再発行は変更手数料がかかります。 ②運賃により変更・払戻できない場合があります。 ③運輸機関に対して支払う変更料・取消料は別途申し受けます。 ④鉄道パスの払戻規定 - 未使用である - 利用開始手続きをしていない
バス (1 手配)	取扱料金	1 区間につき 3,300 円 追加 1 区間ごとに 1,100 円

	変更手数料	1 手配につき 3300 円
	取消手数料	1 件につき 券面の 15%
現地発着ツアー・送迎・ガイド・ウェディング（挙式場・フォト等）（1 手配）	取扱料金	ご旅行費用総額の 20%以内 （下限 1,100 円）
	変更手数料	ご旅行費用総額の 20%以内 （下限 1,100 円）
	取消手数料	ご旅行費用総額の 20%以内 （下限 1,100 円）
船舶・レストラン・現地入場券 （1 手配）	取扱料金	4,400 円
	変更手数料	3,300 円
	取消手数料	3,300 円
	特記事項	入場券の変更・払戻はできません。
通信連絡料金	取扱料金	1 件につき 3,300 円
	特記事項	電話料金、通信実費は別途

※表示金額は税込価格となります。

（別紙 2）旅程保証

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後

①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

（更新日：2023年6月20日）